

一般社団法人 江南青年会議所 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会議所は、一般社団法人江南青年会議所（英文名 Junior Chamber International KOHNAN）と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を愛知県江南市に置く。

(目 的)

第3条 本会議所は、経済、社会、文化及び人間としての資質の向上並びに国際的な理解及び親善を深めることにより、地域社会の発展及び平和に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会議所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 政治、経済、社会及び文化等に関する研究、改善及び発展に関する事業
- (2) 会員及び市民等の資質の向上並びに人間性の開発等に関する事業
- (3) 社会奉仕事業及び青少年問題に関する事業
- (4) 住みよい街づくりのための環境改善に関する事業
- (5) 人生の目的及び生きがい並びに心にゆとりの持てる生活環境の追求に関する事業
- (6) 国内国外の青年会議所その他の諸団体との連携に基づく事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本会議所の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業については、江南市及びその周辺において実施する。

(運営の原則)

第5条 本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2. 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

第2章 会 員

(会員の種類及び資格)

第6条 本会議所の会員は、次の4種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

本会議所の目的に賛同して入会した愛知県江南市及びこれに隣接する行政区域に居住又は、勤務する満20才以上満40才未満の品格ある青年。ただし、事業年度中に満40才に達するときは、その年度内は正会員の資格を有するものとする。

(2) 特別会員

満40才に達した年の年度末まで正会員であった者で、理事会により承認された者

(3) 名誉会員

本会議所に功労のあった者で、理事会により承認された者

(4) 賛助会員

本会議所の目的に賛同し、その事業を助成しようとする個人又は団体で、理事会により承認された者

(会員の権利)

第7条 正会員は、本定款に別に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

2. 特別会員及び名誉会員は、本定款に別に定めるもののほか、本会議所の目的達成を助長するため、必要な事業に参加することができる。

(会員の義務)

第8条 本会議所の会員は、定款その他の規程を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

(入 会)

第9条 本会議所の正会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. 前項に定めるもののほか、入会に関する事項は、理事会の決議により別に定める会員資格規程による。

(入会金及び会費等)

第10条 会員は、理事会の決議により別に定める会費規程により、入会金及び会費（以下、「会費等」という。）を納めなければならない。

2. 既納の会費等は、返還しないものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 賛助会員である団体が解散したとき。
- (5) 破産宣告又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき。

(退会及び休会)

第12条 本会議所を退会しようとする正会員は、その年度の会費を納入し、退会届を理事長に提出しなければならない。

2. やむを得ない事由により、本会議所活動に参加できない正会員は、理事会の決議により別に定める会員資格規程により、理事会の承認を経て、休会することができる。ただし、休会中の会費については、これを軽減又は免除しない。

(除 名)

第13条 本会議所の会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、総正会員の議決

権の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

(1) 本会議所の名誉を汚し、又は信用を失わしめるような行為があったとき。

(2) 定款又は総会の決議に違反する行為があったとき。

(3) 会費納入義務を著しく怠ったとき。

(4) 総会又は例会等への出席義務を著しく怠ったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会員として適当でないと認められるとき。

2. 前項の規定により、会員を除名しようとするときは、その会員に対し、総会の10日前までに、理由を付して除名する旨の通知をし、除名の決議を行う総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

3. 除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が第11条の規定により、その資格を喪失したときは、本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、理事会において、これを免除する決議がなされたときを除き、これを免れることはできない。

2. 本会議所は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等その他の拠出金は、これを返還しない。

第3章 役員等

(種類及び定数)

第15条 本会議所に次の役員を置く。

(1) 理事長 1名

(2) 副理事長 2名以上4名以内

(3) 専務理事 1名

(4) 理事 5名以上22名以内（前各号の役員を含む。）

(5) 監事 1名以上4名以内

2. 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

3. 本会議所の役員は、正会員でなければならない。ただし、監事はこの限りではない。

(資格及び選任)

第16条 本会議所の理事及び監事は、総会において、これを選任する。ただし、理事予定者及び監事予定者の選定にあたっては、理事会の決議により別に定める役員選出規程による。

2. 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。 3. 理事のいずれか1人とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

4. 監事には、この法人の理事及び使用人が含まれてはならない。また、監事は、相互に親族その他特殊な関係があってはならない。

(任 期)

第17条 理事の任期は、選任された翌年の1月1日から12月31日までとする。ただし、補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2. 監事の任期は、選任された翌年の1月1日から翌々年の12月31日までとする。ただし、補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(辞任及び解任)

第18条 役員は、理事会の承認を経て辞任することができる。

2. 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。 3.

前項の規定により、役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の決議を行う

総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(理事の職務)

第19条 理事は、理事会を構成し、本定款の定めるところにより、本会議所の業務の執行を決定する。

2. 理事長は、本会議所を代表し、業務を統轄する。

3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、理事会であらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。

4. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、庶務を掌る。

5. 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第20条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(2) いつでも理事及び使用人に対し、事業の報告を求め、又は本会議所の業務及び財産の状況を調査することができる。

(3) 総会に出席し、意見を述べることができる。

(4) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(5) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する行為をし、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(6) 前号に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。この場合において、請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知を発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(7) 理事が総会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(8) 理事が本会議所の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会議所に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(9) 前各号に掲げるもののほか、監事に認められた法令上の権限を行使する。

(責任の免除)

第21条 本会議所は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2. 本会議所は、外部監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(報酬)

第22条 役員は無報酬とする。

(直前理事長)

第23条 本会議所に、直前理事長を置く。

2. 直前理事長は、前年度の理事長をもってあてる。

3. 直前理事長は、業務について必要な助言をし、又は理事会に出席し、意見を述べることができる。

4. 直前理事長の任期は、第17条第1項の規定を準用する。

5. 直前理事長の報酬は、無償とする。

(顧問)

第24条 本会議所には、顧問を若干名置くことができる。

2. 顧問は、理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。

3. 顧問は、理事長の諮問に応じて、理事会に出席し、意見を述べることができる。

4. 顧問の任期は、第17条第1項の規定を準用する。

5. 顧問の辞任及び解任は、第18条の規定を準用する。

6. 顧問の報酬は、無償とする。

第4章 総 会

(構成)

第25条 本会議所の総会は、正会員をもって構成する。

(種類及び開催)

第26条 本会議所の総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

2. 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。
3. 定時総会は、毎年事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
4. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事会において、開催の決議がなされたとき。
 - (3) 総議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき。

(招 集)

第27条 総会は、理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2. 理事長は、前条第4項第2号又は第3号に規定する場合にあっては、その決議又は請求のあった日から30日以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって開催日10日前までに正会員に通知しなければならない。

(議 長)

第28条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選任する。

(定足数)

第29条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第30条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項又は本定款に別段の定めがあるものを除き、出席した正会員の過半数をもって決する。この場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決権)

第31条 正会員は、1名につき1個の議決権を有する。

2. 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その正会員は、出席したものとみなす。

(議決事項)

第32条 次の事項は、総会の決議を得なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更
- (3) 事業報告及び会計報告の承認
- (4) 役員の選任及び解任
- (5) 会員の除名
- (6) 本会議所の解散及び残余財産の処分方法

- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡
- (9) 理事会において、総会に付議した事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、本会議所の運営に関する重要事項

(議決事項の通知)

第33条 理事長は、総会終了後、遅滞なくその議決事項を会員に書面により通知しなければならない。

(議事録)

第34条 総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 会議に出席した正会員の数（書面又は代理人により議決権を行使した者を含む。）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の指名に関する事項
2. 議事録は、議長が指名する議事録作成者が作成し、議長及び出席した正会員のうちから議長により指名された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。
3. 議事録は、総会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。また、正会員及び債権者は、業務時間内は、いつでも当該書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

第5章 理 事 会

(構成)

第35条 本会議所に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(種類及び開催)

第36条 本会議所の理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2. 定例理事会は、毎月1回開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に招集する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から14日以内の日を開催日とする臨時理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事が、臨時理事会を招集することができる。

(4) 第20条第6号の規定より、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招 集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2. 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合には、その請求があった日から5日以内に、その日から14日以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事、各監事、直前理事長及び各顧問に対し、通知を発しなければならない。
4. 前項の規定に関わらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第38条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名する理事がこれにあたる。

(定足数)

第39条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第40条 理事会の決議は、本定款に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決する。この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(権 限)

第41条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

- (1) 総会の決議した事項の執行に関すること
 - (2) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (3) 規程及び細則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職。ただし、理事長選定にあたっては、理事会の決議により別に定める役員選出規程により理事長予定者を選出し、理事会において、当該予定者から選定する方法によることができる
 - (6) 前各号に定めるもののほか、本会議所の業務執行の決定
2. 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人（事務局員等）の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会議所の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
 - (6) 第21条第1項の責任の免除

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会の報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2. 前項の規定は、第19条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、代表理事及び監事は、これに署名押印しなければならない。

2. 議事録は、理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない

第6章 例会・室及び委員会

(例会)

第44条 例会は、原則として年間8回以上開催する。

2. 例会の運営は、事業計画に基づき理事会でこれを定める。

3. 例会は、主として正会員をもって構成する。

4. 理事長は、やむを得ない理由がある場合は、例会を中止または延期することができる。

(室及び委員会の設置)

第45条 本会議所は、その目的達成に必要な事項を調査、研究、審議及び実施するために、理事会の決議により委員会を置く。また、必要に応じて室を置くことができる。

(室及び委員会の構成等)

第46条 室は、室長及び室内の委員会をもって構成する。委員会は、委員長、副委員長、幹事及び委員をもって構成する。

2. 室長及び委員長は、理事のうちから理事会の承認を経て理事長がこれを任命する。

3. 副委員長、幹事及び委員は、正会員のうちから理事会の承認を経て理事長がこれを任命する。

4. 室及び委員会の運営は、事業計画に基づき理事会でこれを定める。

第7章 事務局

(事務局)

第47条 本会議所は、その事務を処理するために、事務局を置く。

2. 事務局に関する事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第48条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

(1) 定款その他諸規則

(2) 役員名簿

(3) 会員名簿

(4) 事業報告書及び計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。）

(5) 事業計画書及び収支予算書

- (6) 認定、認可等及び登記に関する書類
 - (7) 定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類
 - (8) 監査報告書
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、法令で定める帳簿及び書類
2. 前項各号の帳簿及び書類は法令又は本定款に別段の定めがあるものを除き、事務局に5年間備え置くものとする。

第8章 資産及び管理

(事業年度)

第49条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(資産の構成)

第50条 本会議所の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費等
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第51条 本会議所の資産は、理事長が管理する。

2. 資産の管理方法は、理事会の決議を経て理事長がこれを定める。

(経費の支弁等)

第52条 本会議所の経費は、資産をもって支弁する。

(会計原則並びに区分)

第53条 本会議所の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第54条 本会議所の事業計画書及び収支予算書は、理事長が作成し、理事会の決議を経た上で、総会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第55条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を得るものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2. 本会議所は、法令の定めるところにより、第1項の定時総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告するものとする。
3. 剰余金は、次事業年度に繰り越すか本会議所の財産に繰り入れるものとし、分配は行わない。

（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け）

第56条 本会議所が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

2. 本会議所が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を得なければならない。

（公 告）

第57条 本会議所の公告は、電子公告による。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第9章 定款の変更、合併及び解散

（定款の変更）

第58条 本定款は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、変更することができる。

（合併等）

第59条 本会議所は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

（解 散）

第60条 本会議所は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、解散することができる。

（残余財産の処分）

第61条 本会議所が清算するときに有する残余財産は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号のイからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

（解散後の会費）

第62条 本会議所は、解散後においても、清算完了の日までは、総会の決議を経て、その債務を完済するに必要な限度において、会費を徴収することができる。

(委 任)

第63条 本会議所は、定款の運用を円滑にするため、本定款に別に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

附 則

1. 本定款の変更は令和4年8月18日から施行する。

一般社団法人江南青年会議所運営に関する規程

第1章 総 則

第1条 一般社団法人江南青年会議所定款の規定するところにより、本会議所の運営を円滑にするため必要な細則を定める。

第2章 役 員 等

(理 事)

第2条 定款第19条第1項の細則を下記に定める。

2. 理事は、正会員を代表して理事会を構成する。
3. 理事は、理事会にて審議可決された事項については、すべてそれを果たす責任と義務がある。

(理事長)

第3条 定款第19条第2項の細則を下記に定める。

2. 理事長は、本会議所の代表として会員から厚い信頼の上、すべての業務を統轄しなければならない。
3. 理事長は、本会議所の目的達成のためのすべての業務における最終責任者として、その内容に精通しなければならない。

(副理事長)

第4条 定款第19条第3項の細則を下記に定める。

2. 副理事長は、理事長を補佐する立場であることから、本会議所の事業の執行状況を把握し、その目的達成に支障なきよう監督する。
3. 副理事長は、正副理事長会議等において、本会議所の目的達成に必要な方向性を見い出すために、本会議所のすべての業務について把握しなければならない。

(専務理事)

第5条 定款第19条第4項の細則を下記に定める。

2. 専務理事は、理事長・副理事長を補佐する立場であることから、財務面における所務を司る。
3. 専務理事は、理事会構成会員の業務やスケジュール等を把握し、その調整等を行う。
4. 専務理事は、原則として理事長の指名により理事会の議長を務めるため、本会議所の事業全般を把握しなければならない。

(監 事)

第6条 定款第20条の細則を下記に定める。

2. 監事は、理事の職務執行の監査を行い、常に予算の執行状況や事業計画の進行状況を監査しなければならない。

(直前理事長)

第7条 定款第23条の細則を下記に定める。

2. 直前理事長は、自らの経験を生かし、理事長を補佐し種々の助言をする。
3. 直前理事長は、理事長就任時得ることができた経験等を会員に還元していかななければならない。

(顧 問)

第8条 定款第24条の細則を下記に定める。

2. 顧問は、本会議所に対して公平かつ率直に助言・提言できるよう経験豊かな個人に、理事会の承認のもと、理事長が委嘱する。
3. 顧問は、必要があれば、理事長の要請によって本会議所の開催する事業や会議等に参加することができる。

第3章 会議及び会合

(総 会)

第9条 総会は本会議所の最高決定機関とする。総会の種類は定時総会と臨時総会があり、1月度の定時総会は主に前年度の事業報告と会計報告の承認を行い、12月の臨時総会は主に次年度の事業計画と収支予算の承認を行う。

又、8月の臨時総会では、主に次年度の役員候補の選任について承認を行う。

2. 総会についての開催通知・設営及び事務的な事項は総務担当委員会がこれにあたる。
3. 総会における司会等運営は、総務担当委員会がこれにあたる。
4. 総会における議事録は、総務担当委員会が作成し、事務局に保管する。

(理事会)

第10条 定例理事会は、理事によって構成され、監事も出席を要する。又、直前理事長にも出席が要

請される。顧問は、理事長の要請により出席することができる。ただし、理事以外は議決権を有しない。

2. 理事会は、原則として毎月第1木曜日に開催する。尚、定款第36条第3項各号に該当する時には、臨時理事会を開催することができる。
3. 理事会の開催通知・設営及び事務的な事項は、総務担当委員会がこれにあたる。理事会の司会は総務担当委員長が行う。
4. 理事会の議事の進行は、原則として議事法に則って行う。
5. 理事兼委員長がやむを得ず欠席する場合は、必ず代理人を出席させる。代理人は原則として副委員長とする。尚、議決権は他の理事に委任することができない。
6. 理事会にオブザーバーとして出席を希望する者は、事前に理事長の許可を得て、出席することができる。ただし、オブザーバーには議決権は無い。
7. 理事会の決議事項は、総務担当委員長が速やかに正会員に書面にて報告する。
8. 理事会の議事録は、原則として総務担当委員長が作成し、事務局に保管する。
9. 理事長が必要と認め、出席が要請された正会員は理事会に出席しなければならない。

(例会)

第11条 例会は、会員が一堂に会する貴重な機会であるので、その運営には充分配慮の上丁寧な姿勢を心がけ、事業計画に基づき理事会でこれを定める。

2. 例会は、原則として毎月第3木曜日に開催する。
3. 必要に応じて、特別例会を開催できる。
4. 例会の案内は、例会担当委員会の責任において、事務局を通じて行う。
5. 例会の出欠席は、例会担当委員会が責任を持って記録し、総務担当委員会が保管する。例会で使用した国旗・JC旗など備品類は、例会担当委員会が責任をもって事務局に返還する。
6. 原則として、例会の司会は副委員長、主旨説明は委員長、JC宣言は幹事が行う。

(室会議)

第12条 室の中における情報交換連絡調整のために室会議を開催することができる。

2. 室会議は、室長及び各委員会の構成会員で構成する。
3. 室会議は、室長が責任者となり、委員長の司会により進行する。
4. 室会議は、室長が必要と認めた時に随時開催する。

(委員会)

第13条 委員会は、本会議所運動のなかの最も重要となる活動単位である。その構成は、委員長・副委員長・幹事及び若干名の委員とする。

2. 委員長は本会議所の目的達成のため、事業を企画・検討し、理事会に提案しなければならない。審議可決された事業は実施し、その成果を確認しなければならない。実施された事業はすべて理事会に報告し、承認を得なければならない。
3. 委員会は、原則として月1回以上開催する。
4. 委員会は、委員長が責任者となり、議長を務める。司会は副委員長があたり、議事録は幹事が作成する。
5. 委員会の開催通知・設営及び事務的な事項は幹事がこれにあたる。
6. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時又は委員長が欠けた時は、その職務を代行する。
7. 委員会は構成委員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は出席者の過半数によりこれを決する。尚可否同数の場合は、議長がこれを決する。
8. 委員会の決議事項は、提出議案として、理事会運営会議を経て理事会に提出する。
9. 委員会の議事録は、委員長の責任において、委員会開催後7日以内に事務局に提出し、保管する。

(正副理事長会議)

第14条 正副理事長会議は、理事長・副理事長及び専務理事をもって構成する。

2. 正副理事長会議は理事会の運営及び本会議所の運動の業務について討議し、調整する。
3. 正副理事長会議は、必要に応じて理事長が招集する。設営・司会は専務理事がこれにあたり、議長は理事長がこれにあたる。

(理事会運営会議)

第15条 理事会運営会議は、理事長・副理事長・専務理事・室長及び理事長が指名する理事をもって構成する。

2. 理事会運営会議は、出席義務者の3分の2以上の出席により成立し、理事会の運営を円滑にするため、提出議案を検討する。又、理事会により委任された事項及び緊急を要する事項を討議

し、出席者全員の合意により決する。

3. 理事会運営会議は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時運営会議を開催することができる。
4. 理事会運営会議の開催通知・設営及び事務的な事項は総務担当委員会がこれにあたる。
5. 理事会運営会議は、理事長又は理事長の指名した者が議長となり、司会は総務担当委員長がこれにあたる。
6. 正会員は、理事長の要請があった場合は、理事会運営会議に出席しなければならない。
7. 理事会運営会議にオブザーバーとして出席を希望する者は、事前に理事長の許可を得て、出席することができる。
8. 理事会運営会議の構成会員3名以上の請求があった時には、理事長はこれを招集し、開催しなければならない。
9. 理事長は、理事会運営会議における議事の経過又は結果を、必要に応じて理事会に報告しなければならない。

(全体会議)

第16条 理事長が必要と認めた時には、全体会議を開催できる。

2. 全体会議の開催通知・設営及び事務的な事項は担当委員会がこれにあたる。
3. 全体会議における司会等運営は、原則として担当委員会があたる。

(歴代理事長懇談会)

第17条 歴代理事長懇談会は、理事長経験者及び理事長で構成する。

2. 歴代理事長懇談会は、開催通知・設営及び事務的な事項は、理事長が司る。

第4章 出席

(出席の原則)

第18条 正会員は、原則として会議等に出席する際には服装規定を遵守しなければならない。

2. 服装規定とは、原則上衣・ネクタイを着用とする。但し、女性についてはふさわしい服装であればこの限りではない。尚、ネームプレート、JCバッジのはい用を原則とする。
3. すべての会議等へは時間厳守（開会5分前に集合）にて出席する。
4. 会議等へ出席した際は、規定用紙に署名することを原則とする。

(出席義務)

第19条 正会員は、本会議所の目的達成のため、総会をはじめとする諸会議・会合・事業等に出席しなければならない。

2. 年間実質出席率は50%を割ってはならない。実質出席率とは総会・例会・室会議・委員会・全体事業の出席率を言い、役員の場合は理事会、新入会員の場合はその訓練期間中の研修会議の出席率を含む。
3. すべての会議等において、欠席・遅刻・早退する場合は、その会議等の責任者又は担当委員会まで届けなければならない。
4. JC関係の公務のため、あらかじめ届け出て、総会・例会・室会議・委員会及び理事会に欠席した場合は、出席したものとして扱う。

ただし、主催者・総務担当委員長及び専務理事の承認印を要する。

(アテンダンス制度)

第20条 下記の会議等にあらかじめ届け出て出席した正会員は、出席した旨を理事長宛文書で報告した場合は、要出席回数に1個を加えて報告の受理された時に出席率を算出する。

- イ、JCI諸会議
- ロ、全国会員大会、各地区会員大会、各ブロック会員大会
- ハ、各地JCの承認証伝達式及び記念式典
- ニ、各地JCの例会

ただし、主催者側、もしくは総務担当委員長又は渉外担当委員長の承認印を要する。数日間に亘って開催される会議等は1回として扱う。

第5章 賞 罰

(褒 賞)

第21条 本会議所の目的達成に著しい功績があった個人又は団体に対して、理事会の決定により褒賞を行う。その方法等については特別にこれを規定せず、その都度理事会にて決議する。

(表彰)

第 22 条 総会・例会について年間を通して皆出席した会員は表彰する。理事については、理事会出席を含む。

(懲戒の種類)

第 23 条 懲戒の種類は下記のとおりとし、次条以下（除名については定款第 13 条による）に述べる項目により、懲戒基準を決めるものとする。

- イ、譴責—理事長名で反省を促し、注意を与える。
- ロ、退会勧告—理事長名で退会を勧告する。
- ハ、除名—経過期間をおくことなく、会員としての資格をはく奪する。

(譴責)

第 24 条 次の各項の一に該当する時は、譴責処分にする。

- イ、会費納入義務を履行しないとき。
- ロ、総会又は例会等に、正当な理由なしに、しばしば遅刻・早退・欠席したとき。
- ハ、素行不良、又は本会議所の体面を傷つけるおそれのあるとき。
- ニ、本会議所の定款又は総会の決議を無視する行為をなすおそれのあるとき。
- ホ、その他、前各項に準ずる行為のあったとき。

(退会勧告)

第 25 条 譴責処分があったにもかかわらず、反省のあとがないとき、退会勧告処分とする。

第 6 章 奉仕箱の管理

(奉仕箱)

第 26 条 本会議所に奉仕箱を設置し、次の各項に該当する場合は、理事会の議を経た所定の金額を喜捨する。

- イ、総会・例会・理事会において欠席、遅刻、早退した場合
 - ロ、総会・例会・理事会において服装規定を遵守しない場合
 - ハ、前各号の他、特に出席が義務づけられたときに欠席した場合
 - ニ、会員の自発的協力による場合
2. 奉仕箱の資金は、原則として理事会の議を経て、JC 活動に有意義に使用するものとする。ただし、理事長が必要と認めた場合は、理事長判断に基づき使用できるものとし、その旨を理事会に報告する。

第 7 章 会員預託金

(預託金)

第 27 条 正会員は、本会議所の会計事務の円滑を図るため、預託金として次に定める所定の金額を預託するものとする。

- イ、正会員は預託金として、最初金 20,000 円を預託する。
 - ロ、預託者は、諸会費、喜捨金等を会員預託金より振替納入することができる。
 - ハ、預託者は、会員預託金残額が 10,000 円未満となったときは、ただちに金 10,000 円単位で預託すること。
2. 預託者が、会員資格を喪失した時には、会員の預託金の残額を返却する。
3. 預託者に対し、必要に応じて振替納入項目と会員預託金の残額を通知する。
4. 会員預託金より生じた受入利息は本会議所の収入とし、預託者に対して利息は支払われない。
5. 第 1 項のロでいう預託者とは、所定の金額の納入されている者を指し、残額不足の者又は残額不足となる者は含まれない。
- これらの者については振替納入は不可能とする。
6. 預託金の管理は総務担当委員会がこれにあたり、通知は事務局を通して行う。

第 8 章 庶 務

(事務局)

第 28 条 事務局は下記の業務を行う。

- イ、総会・例会・理事会・委員会等の議事録並びに定款等の整理及び保管
- ロ、書類の発信・受信・配布及びその保管
- ハ、会員登録簿の整理及び保管

- ニ、本会議所財産の管理
- ホ、会計事務
- へ、その他、定款並びに規程に指定された業務及び理事会で決定された業務

2. 専従の事務局員に関する事項は雇用契約において定める。

(慶 弔)

第 29 条 会員及び会員の家族の慶弔に関しては、次のとおり慶弔金品を送る。但し、会員は事務局まで連絡する義務を要する。

イ、正会員の結婚 金 20,000 円

ロ、正会員の病气 金 10,000 円

但し、入院等 2 週間以上の場合

ハ、会員の死亡 金 20,000 円及び生花一对

ニ、正会員の家族の死亡 金 10,000 円及び生花一对

但し、一親等以内に限る。

2. 会員及び会員の家族の慶弔に関して事務局に連絡があった場合は、会員に対して総務担当委員会又は事務局より連絡する。但し、会員の家族の慶弔の場合は、会員との関係等を明記する。
3. 会員以外の慶弔に関する事項は、理事長が決定する。

第 9 章 会 計 経 理

(会計区分)

第 30 条 本会議所の会計は、一般会計・特別会計及び財政基盤安定資金とする。

(一般会計)

第 31 条 一般会計は、本会議所の維持・運営のための一般的な収支を処理することを目的とする。一般会計は、次に掲げる収支を処理する。

イ、収入

1. 正会員、特別会員の会費及び入会金収入
2. 賛助会員の会費収入
3. 一般会計で取り扱うべき寄付金及び補助金収入
4. 繰入金収入
5. その他、一般会計で取り扱うのが適当と認められる諸収入

ロ、支出

1. 各種負担金
2. 管理費
3. 渉外費
4. 分科団体費
5. 会議費
6. 事業費
7. 繰入金支出
8. 公益目的支出計画書に伴う支出
9. その他、一般会計で取り扱うのが適当と認められる諸支出

(特別会計)

第 32 条 特別会計は、一般会計で処理するには不適当と認められる大規模もしくは特殊な事業に関する収支を処理することを目的とする。特別会計は、次に掲げる収支を処理する。

イ、収入

1. 特別会計で取り扱うべき寄付金及び補助金収入
2. 特別会計で処理する事業への繰入金収入
3. その他、特別会計で取り扱うのが適当と認められる諸収入

ロ、支出

1. 特別会計で取り扱うべき事業費
2. その他、特別会計で取り扱うのが適当と認められる諸支出

(財政基盤安定資金)

第 33 条 財政基盤安定資金は、本会議所の恒久的な運営をはかるために、その財政的な基盤を確立することを主たる目的とする。財政基盤安定資金は、次に掲げる収支を処理する。

イ、収入

1. 一般会計よりの積立金収入

2. 財政基盤安定資金で取り扱うべき寄付金及び補助金収入
3. その他、財政基盤安定資金で取り扱うのが適当と認められる諸収入

ロ、支出

1. 本会議所の運営上必要と認められる財産の取得
2. 一般会計又は特別会計で行われる周年特別事業又は周年特別事業のような大規模な事業への繰入
3. その他、財政基盤安定資金で取り扱うのが適当と認められる諸支出

(区分の処理)

第 34 条 会計区分について、定款又は本規定に定めのない事項は、その収支の内容に応じて理事会で決定する。

2. 会員預託金は、正会員からの預り金であるので、会計区分には関係しない。

(会計帳簿書類)

第 35 条 総務担当委員会は、定款に定める決算関係書類作成のため、次に掲げる帳簿書類を作成し保管しなければならない。

イ、仕訳帳（伝票綴）

伝票によりすべての取引を発生順に仕訳をし、綴り込んで単一仕訳帳とする。

ロ、元帳

1. 仕訳帳の仕訳を元帳の勘定口座に転記する。
2. 勘定科目名は事業名を使用する。

ハ、補助簿

銀行帳等必要に応じて設ける。

ニ、領収書等の証憑書類は伝票（支払依頼書）の裏に貼付する。

2. 前項各号の帳簿等は、会計区分毎に整理しなければならない。

第 10 章 管 理

(保存書類及び保存期間)

第 36 条 理事長は、本会議所の業務に関連する次に掲げる書類を各指定の期間内保存しなければならない。

イ、定款、運営規則等の諸規則

ロ、許可・認可及び登記などに関する書類

ハ、役員名簿、会員名簿並びに J C 新聞

ニ、事業計画書及び収支予算書並びに事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録

ホ、総会及び理事会の議事録

ヘ、会計に関する帳簿書類

ト、委員会報告書

チ、監査報告書

リ、その他、理事会の決議により保存を必要と認めた書類

2. 前項に規定する書類の保存期間は、イ、ロ、ハの書類は可能な限り最新の状態で、常に備え置くこと。ホの書類は 10 年間、ホ意外の書類は 5 年間、リの書類についてはその必要と認めた期間とする。

附 則

1. 本規程に定めるもののほか、本会議所の運営に関する事項は、理事会において決定する。
2. 本規程の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条により準用される同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人 江南青年会議所役員選任の方法に関する規程

第1章 総 則

第1条 本規程は、本会議所定款第16条に基づく本会議所の次年度役員及び期半ばにおける役員補充選出の方法に関する事項を定める。

第2章 理事長、監事選出委員会

第2条 次年度の理事長候補者、及び監事候補者を選出するため、理事長、監事選出委員会を置く。

第3条 理事長、監事選出委員会は7名で構成する。

委員長には現任の理事長がこれにあたる。

第4条 委員の選出は毎年6月例会において、出席正会員によって総務担当委員会の指示する直接選挙を行い、4名を選出する。尚投票の結果上位4名が確定しない場合、すでに確定した人を除き、同票者について再選挙を行う。又、現任の理事長は選出された4名の委員を除く他の正会員の中から2名を指名選出する。

第3章 理事長候補者、監事候補者の選出

第5条 理事長、監事選出委員会は、3分の2以上の委員の出席により成立し、その過半数をもって、定款第15条に基づき次年度の理事長候補者、監事候補者を選出する。但し、監事候補者の選任につき次年度監事の定足数を充足している場合はこの限りではない。

第6条 前条により選出される次年度の理事長候補者及び監事候補者は、次に掲げる各号の要件をみたすものでなければならない。ただし監事候補者を正会員以外から選出する場合は、次に掲げる1号、4号を適用しない。

- (1) 当該年度の6月30日現在正会員であり、次年度において正会員の資格を有するもの。
- (2) 入会以後連続3ヶ年以上正会員の資格を有したもの。
- (3) 入会以後本会議所の役員を経験したもの。
- (4) 過去3ヶ年の出席率が60%以上であるもの。
- (5) 本会議所に対し、すべての債務を完済しているもの。

第7条 理事長、監事選出委員会は、本章の定めるところにより選出した次年度の理事長候補者、及び監事候補者を7月期理事会に報告しなければならない。

第4章 理事選挙管理委員会

第8条 次年度理事候補者のうち、理事長候補者を除く他の半数以上の理事候補者を選挙により選出するため、その選挙の管理及び執行を目的とし、理事選挙管理委員会を置く。

第9条 理事選挙管理委員会は、第2章の理事長、監事選出委員会をもって構成する。委員長は現任の理事長がこれにあたる。

第10条 理事選挙管理委員の任期は7月1日に始まり、8月31日までとする。

第11条 理事選挙管理委員会の議事は、出席委員の過半数で決定、可否同数のときは委員長がこれを決する。

第5章 理 事 選 挙

第12条 次年度理事候補者のうち、理事長候補者を除く他の半数以上の理事候補者は正会員の直接選挙により選出する。

第13条 選挙の行われる当該年度6月30日現在の正会員は、理事候補者の被選挙権を有する。ただし、次の各号に該当する正会員は理事候補者の被選挙権をもつことができない。

- (1) 理事長、監事選出委員会において、理事長候補者、及び監事候補者に選出されたもの
- (2) 会費の納入を遅滞しているもの
- (3) 次年度において正会員の資格なきもの
- (4) 当該年度及び前年度2ヶ年において連続して役員の地位にあるもの
- (5) 理事長、副理事長、監事経験者

第14条 理事選挙管理委員会は、正会員の資格を調査し、選挙人及び被選挙人名簿を作成した上、7月25日までに5日間本会議所に備え付けて正会員の縦覧に供しなければならない。

- 第 15 条 前項名簿に脱漏又は誤載がある場合は、縦覧期間内に理由を付記した文書で理事選挙管理委員会に異議申し立てることができる。異議申立を受理した理事選挙管理委員会は速やかにこれを調査し、その結果名簿への追加或いは更正の必要が生じた場合は、異議申立日より 5 日以内にこれをなし、且つ遅滞なく、その決定を告知しなければならない。
ただし、縦覧期間経過後の申立は受理しないものとする。
- 第 16 条 理事選挙管理委員会は、被選挙人名簿を理事選挙執行日の 8 日前迄に到着するよう有権者に送付しなければならない。
- 第 17 条 投票は有権者 1 人につき 1 票とし、選挙すべき理事の数だけ連記し無記名で郵送により行う。投票日の午後 5 時迄に事務局へ到着したものを有効とする。
- 第 18 条 開票は理事選挙管理委員会及び、現任の監事の立ち会いの上、これを行わなければならない。
- 第 19 条 得票多数の上位者をもって理事候補者当選者とし、下位に同数得票者があって順位定まらざる場合は、前条に基づく立ち会いの上、当該得票者の当選順位を現任の理事長の推薦により決定する。
- 第 20 条 理事選挙の開催通知・設営及び事務的な事項は総務担当委員会がこれにあたる

第 6 章 理事、副理事長及び専務理事の指名選出

- 第 21 条 理事長、監事選出委員会より選出された次年度の理事長候補者は理事候補者当選者が確定した日から 8 月に開催される総会の会日前の理事会までに残りの理事候補者を指名選出する。次年度の理事長候補者により指名選出される理事候補者は 6 月 30 日現在における正会員たることを要する。ただし、次の各号に掲げる物は被選挙者となり得ない。
- (1) 理事長、監事選出委員会において、監事候補者に選出されたもの
 - (2) 理事選挙により当選確定したもの
 - (3) 次年度において正会員の資格なきもの
 - (4) 会費の納入を遅滞しているもの
 - (5) 出席率の著しく低いもの
2. 但し、前項にかかわらず事業計画等で次年度の理事長候補者が必要と認めた場合、理事会の議を経て定款に定める理事定数の範囲内において 2 名以内の理事候補者を追加指名することができる。
3. 追加指名された理事は総会の承認を得なければならない。
- 第 22 条 次年度の理事長候補者は選挙により選出された理事候補者、及び指名選出した理事候補者のうちから、次年度の副理事長 2 名以上 4 名以内、専務理事 1 名の候補者を指名選出する。
- 第 23 条 現任の理事長は、選出された次年度の役員候補者について、8 月期理事会において承認を得なければならない。

第 7 章 報 告・承 認

- 第 24 条 現任の理事長は 8 月に開催される総会において、次年度の理事長候補、監事候補者、理事候補者の選出に関する経過を報告し、総会の承認を得なければならない。

第 8 章 役員の補充選出

- 第 25 条 本規則により、選出された役員候補者に欠員が生じその補充の必要が生じたときは本規則第 21 条に準じて、次年度理事長候補者が指名選出する。
現任の理事長は役員候補者の補充選出が行われた後、最初の総会においてその経過の概要を説明し、総会の承認を得なければならない。
2. 本規則により選出された役員が期半ばにして欠員が生じ、その補充の必要が生じたときは、理事長は理事会の議を経て、理事を追加することができる。
 3. 追加指名された理事は、総会の承認を得なければならない。

附 則

1. 本規程の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条により準用される同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人江南青年会議所財政基盤安定資金運用規程

第1章 総 則

第1条 本規程は、一般社団法人江南青年会議所定款及び一般社団法人江南青年会議所運営に関する規程の定めるところに基づき、財政基盤安定資金運用に必要な規程を定めたものである。

第2章 資金の区分及び目的

第2条 本会議所は、財政基盤安定資金として次の区分に従い、奉仕箱資金、周年資金、特別資金を設ける。

1. 奉仕箱資金については、一般社団法人江南青年会議所運営に関する規程第26条の定めるところに従う。
2. 5年毎に行われる周年事業に備えるため、毎年度一般会計又は特別資金から支出される積立金を周年資金とする。

第3章 資金の運用

第3条 周年資金は、周年特別事業活動のため使用する。又利息についても同じとする。

第4条 特別資金は、原則として次に定める使途に使用する。又利息についても同じとする。

1. 固定資産の購入
2. 周年資金への積立て
3. 周年特別事業の補助金
4. その他本会議所の目的に合致する事業

第4章 資金の管理

第5条 各資金は銀行預金その他最も確実かつ有利な方法をもって保管する。

第6条 各資金について、金銭の流動があった場合は、理事会並びに例会に報告しなければならない。

第7条 各資金は一般社団法人江南青年会議所の財産として財産目録に記載される。

第8条 本会議所が解散したとき、各資金は一般社団法人江南青年会議所定款第61条の定めにより処分される。

附 則

1. 本規程に定めるもののほか、本会議所の運営に関する事項は、理事会において決定する。
2. 本規程の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条により準用される同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

会員資格規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、定款の規定に基づき、本会議所の会員の資格に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 入 会

(入 会)

第2条 本会議所に正会員として入会を希望する者は、理事長に対し、所定の入会申込書を提出しなければならない。

2. 前項の申込者は、担当委員会の選考を経て、正会員の2名以上による推薦を受けなければならない。
3. 申込者が正会員となるには、入会予定者として、担当委員会の指定した研修等を受講し、入会訓練期間を経過しなければならない。
4. 申込者は、原則として、入会する年度末に満36歳以下でなければならない。
5. 同一会社より正会員として入会できる者の数は、2名を限度とする。

(推薦者)

第3条 前条第2項の推薦者は、在籍2年以上で、例会等の出席率が60%以上の正会員でなければならない。

2. 推薦者は、被推薦者の出席及び会費納入義務の履行について、推薦したときからその年を含めて2年間、その責任を負うものとする。

(入会の決定)

第4条 入会担当委員長は、入会訓練期間終了後、入会選考報告書を理事会に提出しなければならない。

2. 本会議所の入会の承認は、入会申込書及び入会選考報告書に基づき、理事会で決定する。
3. 理事会で入会が承認された入会申込者は、承認後遅滞なく会費規程により別に定める入会金を納めなければならない。
4. 入会の申込者は、入会金を納入し、理事会で承認されて入会が決定する。新入会員入会証伝達式は、例会または総会で行う。
5. 理事会における入会審議内容は、理事会の外へ持ち出すことを禁じ、又審議に関する事項は、議決事項を除いて議事録に記載しない。

第3章 退 会

(退 会)

第6条 会員が本会議所の退会を希望する場合は、所定の退会届出書を退会の1ヶ月以上前に理事長に提出しなければならない。

2. 理事長は、前項の退会届出書を受理した場合、理事会に報告しなければならない。
3. 当該会員は、前項の報告がされた時点をもって、退会とする。

第4章 休 会

(休 会)

第7条 病気又は海外出張その他やむを得ない事由により、1ヶ月以上の間、例会等に出席できない者は、所属の委員長に所定の休会届けを提出し、理事会の承認を経て、休会することができる。 2.

休会の期間は、1年未満とする。この場合において、当該委員上は、3回以上連続して休会の承認をすることはできない。

3. 休会を申し出る者が委員長の場合は、前2項に定める委員長は、理事長と読み替えて準用する。

(出席義務の免除)

第8条 休会中の会員は、総会、理事会及び例会その他会議の出席義務を免除する。

2. 休会中の会員は、総会及び理事会の議決権を行使することができない。 3.

休会中の会員は、定款に規定する定足数に算入しない。

(会 費)

第9条 休会中の会費は、軽減又は免除しない。

第5章 会 員

(特別会員)

第10条 満40歳に達した年の年度末に正会員である者は、特別会員となることができる。

2. 特別会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、会費規程により別に定める会費を納めなければならない。
3. 特別会員は、総会及び例会並びに本会議所の実施する全ての事業に参加することができる。ただし、参加に要する費用は、自己負担とする。
4. 特別会員は、本会議所の発行する新聞、会報、ニュース及び会員名簿を無料で購読し、又その他資料の配布を受けることができる。

(名誉会員)

第11条 本会議所に功労のあった者で、理事会の承認を経た者は名誉会員となることができる。

2. 名誉会員の資格は、名誉会員となったときから2年の経過をもって終了する。
3. 名誉会員は、総会、例会及び本会議所の実施する全ての事業に参加することができる。

4. 名誉会員は、本会議所の発行する新聞、会報、ニュース及び会員名簿を無料で購読し、又その他資料の配布を受けることができる。

(賛助会員)

第12条 本会議所の目的に賛同し、江南市及びその近郊に居住又は事業所を有する個人、法人その他団体であつて、本会議所の活動を助成しようとする者は、理事会の承認を経て、賛助会員となることができる。

2. 賛助会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、経費規程により別に定める会費を納めなければならない。
3. 賛助会員は、本会議所の発行する新聞、会報、ニュース及び会員名簿を無料で購読し、又その他資料の配布を受けることができる。

(賛助企業)

第13条 本会議所の目的に賛同する企業、法人、事業所を有する個人、その他団体であつて、本会議所の活動を助成しようとする者は、理事会の承認を経て、賛助企業となることができる。

2. 賛助企業として入会を希望する者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、会費規程により定める会費を納めなければならない。
3. 賛助企業は、本会議所の発行する新聞、会報、ニュースを無料で購読し、又その他資料の配布を受けることができる。

附 則

1. 本定款の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条により準用される同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

会費規程

(目 的)

第1条 本規程は、定款第10条第1項の規定に基づき、入会金及び会費（以下、「会費等」という。）の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会金)

第2条 会員は、入会するときに入会金として金50,000円を納入しなければならない。

(会 費)

第3条 会員は、毎年会費を納入しなければならない。ただし、特別会員は、終年会費とする。

2. 会費は、会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

(1) 正会員 金120,000円

(2) 特別会員 金100,000円

(3) 賛助会員 金 30,000円（一口）

(4) 賛助企業 金 10,000円（一口）

3. 前項の規程に関わらず、7月理事会議以降に入会した会員は、会計年度の残月に1万円を乗じた金額を入会承認月の末日までに納入しなければならない

(納入日)

第4条 前条3項に規定する場合を除いて、会費は毎年1月末日までに納入しなければならない。ただし、分割納入を希望する者は、正会員に限り、1月末日と6月末日の2回に分けて納入することができる。

(会費等の額の変更)

第5条 会費等の額を変更する場合は、総会の決議を経なければならない。

(徴収方法等の変更)

第6条 徴収方法等を変更する場合は、総会において、会員に報告する。

附則

1. 本規則の変更は、令和3年8月19日から施行する。

一般社団法人 江南青年会議所 災害対策

地震、風水害、火災などの大規模災害から人命、家族、資産等を守る為、また青年会議所会員として地域社会の維持の為に迅速かつ有効に機能する対策を定め、これらの大規模災害に備えるものとする。

基本方針

- 第1に、人命の保護を最優先する。
- 第2に、各家庭、会社の資産を保護し、業務の早期復旧を図る。
- 第3に、JCメンバーとして地域社会の協力に当たる。

1. 災害対策本部の設置

- ①会員は災害発生後、基本方針第1、第2の問題がない場合、またはそれらの回復が出来た時点で災害対策本部の設置、運営の為に集合する。
- ②災害対策本部の設置は、会員が2名以上集合した時点で成立とし、集結した会員の中から職制最上位の者が指揮を取るものとする。災害対策本部は理事長を本部長とするが、理事長不在時には職制最上位の者が判断する。
- ③震災の場合、震度5弱以上とするが正副理事長の協議の上、災害対策本部の設置が必要とした場合これに属さない。震災以外の災害についても正副理事長にて協議の上、判断するものとする。
- ④近隣地域にて自治体が災害対策本部の設置を伴うような災害が発生した場合、また他の地域での大規模災害が発生した場合、正副理事長にて協議の上、理事長を代表とする災害支援本部を設置する事が出来る。
- ⑤災害対策本部の設置は、一般社団法人江南青年会議所事務局とする。尚、当建物が使用不能の場合、安全が確保出来る近隣の屋外とする。

2. 災害対策本部の任務

- ①会員の安否確認と被害状況の情報収集。
- ②会員の被災状況の把握と救援活動の応援指示。
- ③行政との連絡調整。「物資運搬」等の要請への対応。
- ④公益社団法人日本青年会議所、東海地区協議会、愛知ブロック協議会、他LOMとの情報交換、支援要請。
- ⑤その他災害対策本部での協議の上、必要と思われる活動。

3. 災害対策本部の解散

災害対策本部の解散は、代表者が事態の終息を確認し解散するものとする。

4. 活動資金

災害支援活動に伴う資金は原則として災害対策本部にて協議の上、特別資金を使用出来るものとする。ただし使用する際は理事会にて承認を得るものとする。

5. 緊急連絡先（青年会議所関係）

公益社団法人日本青年会議所 03-3234-5601

（公社）一宮青年会議所 0586-24-1120 （一社）犬山青年会議所 0568-62-6482

（一社）丹羽青年会議所 0587-96-1144

6. 災害伝言ダイヤルについて

携帯電話等、災害対策本部との連絡がつかない場合は「171」にて安否状況を報告する。

番号は、災害対策本部 0587-54-9131

*一般社団法人江南青年会議所 事務局電話番号